



HOSEI Univ.

# 生物多様性保全からみた 基本法のあり方

生物多様性の視点から見た「食料・農業・  
農村基本法見直し」意見交換会

2023年 7月18日

法政大学 西澤 栄一郎

# はじめに：報告の概要と現行法の基本理念

- 食料・農業・農村基本法における、生物多様性保全を含む環境保全の位置づけを、基本理念を中心に検討する

- 現在の基本法の基本理念

- 食料の安定供給の確保(第2条)
- 多面的機能の発揮(第3条)

「国土の保全、水源のかん養、**自然環境の保全**、良好な景観の形成、文化の伝承等農村で農業生産活動が行われることにより生ずる食料その他の農産物の供給の機能以外の多面にわたる機能」

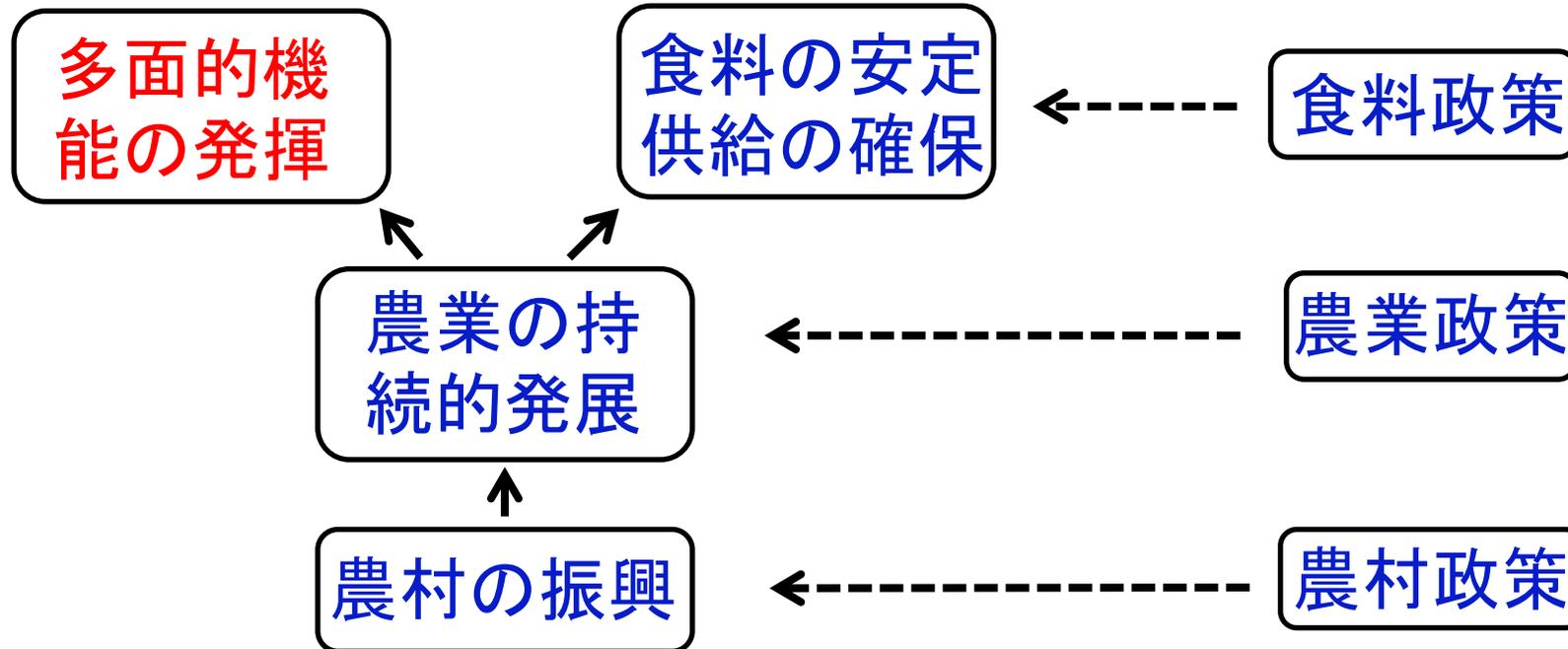
- 農業の持続的な発展(第4条)

「・・・望ましい農業構造が確立されるとともに、農業の**自然循環機能**が維持増進されることにより、その持続的な発展が図られ」る

- 農村の振興(第5条)

# 現行法における多面的機能の位置づけ

## 基本法の4つの基本理念



- 多面的機能の発揮に関する施策が基本法に記されていない  
→ 農業を営んでいれば自動的に多面的機能が発揮される

「その発揮により国民に多くの恵沢をもたらすものであり、食料その他の農産物の供給の機能と一体のものとして生ずる極めて重要な機能」(多面的機能発揮促進法2条)

# 現行法における多面的機能

- 農業の環境負荷は対象外

よい影響(プラスの効果)だけを考えている

悪い影響は農業政策のところで扱っている

- ・ **農業の自然循環機能**(農業生産活動が自然界における生物を介在する物質の循環に依存し、かつ、これを促進する機能)の維持増進が農業の持続的な発展に必要として、それに関する施策として「農薬及び肥料の適正な使用の確保、家畜排せつ物等の有効利用による地力の増進その他必要な施策を講ずる」(32条)と規定している

農業に必要な範囲での自然環境の保全?

- 機能間のトレードオフを考慮していない

例: 水田の中干し

中干しはメタンの発生を抑えるが、カエルやトンボの生育に影響

# なぜ多面的機能だったのか？ : WTO農業交渉

- GATTウルグアイラウンドの結果、1995年にWTO設立

- 1990年代後半にさらなる関税引き下げの議論

多面的機能という考え方を認めるかどうかの議論

日本、韓国、EUなど vs. 農産物輸出国

OECDによる分析、暫定的定義

- 2000年代前半

多面的機能から非貿易的関心事項へ

WTO農業協定：「交渉では食料安全保障、環境保護の必要その他の非貿易的関心事項に配慮する」

食品の安全性や動物福祉も含む



国際交渉、EUの共通農業政策で「多面的機能」は使われなくなる

# 基本法検証部会 中間取りまとめ

## ●多面的機能

「農業生産活動に伴う環境負荷等の外部不経済効果については言及していない」

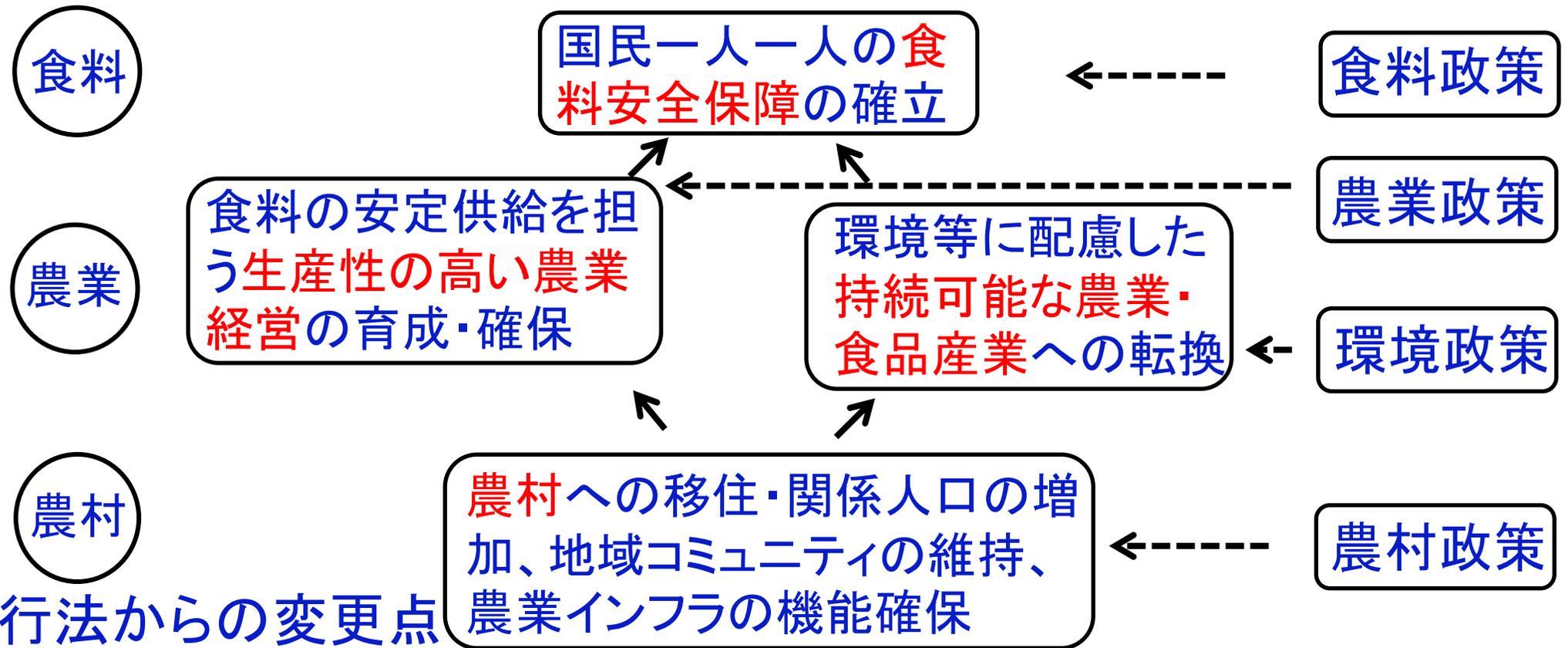
「国内農業生産やそれを支える農村の重要性を位置付け、国内で農業生産を維持することの必要性を説明することが狙いであった」

「多面的機能の発揮に関する施策という章立て、節立てはされていないが、食料・農業・農村の各施策の中で、多面的機能の発揮や環境への配慮に関連する施策が位置付けられている」

## ●情勢の変化

環境等の持続可能性に配慮した農業・食品産業に関する国際的な議論の進展

# 中間とりまとめの基本理念



食料の安定供給の確保 → 食料安全保障の確立

農業の持続的発展 → 生産性の高い農業 + 持続可能な農業・食品産業

農村の振興 → 今後具体化？

4つの分野に関する基本的施策を記す

# 中間とりまとめにおける環境の位置づけ

- 環境等に配慮した持続可能な農業・食品産業への転換

- ・持続可能性を打ち出す　そこに環境配慮を含める

- ・「農業・食品産業」が持続可能であることを志向　農業に焦点

- ・環境保全そのものは目的ではない

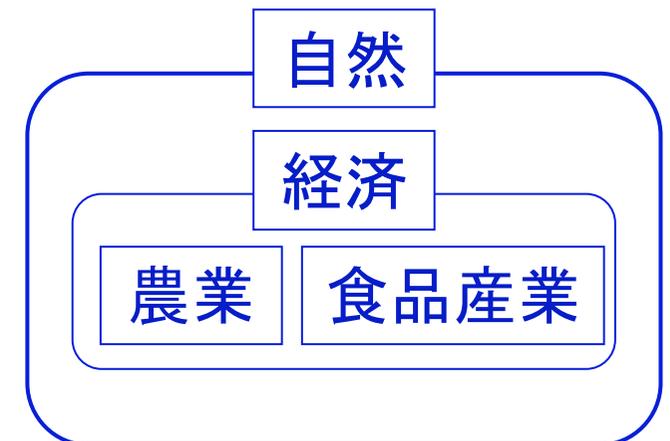
cf. EUの共通農業政策における農村振興政策の3つの目標の2番目

「生物多様性を含む環境保護と気候対策を支援・強化し、パリ協定に基づくコミットメントを含む、EUの環境および気候関連の目的の達成への貢献」

- 問題点：**環境配慮の優先度**

ex. 食料生産の確保 vs. 希少種の保護

環境配慮なしには農業の存続はないのでは？

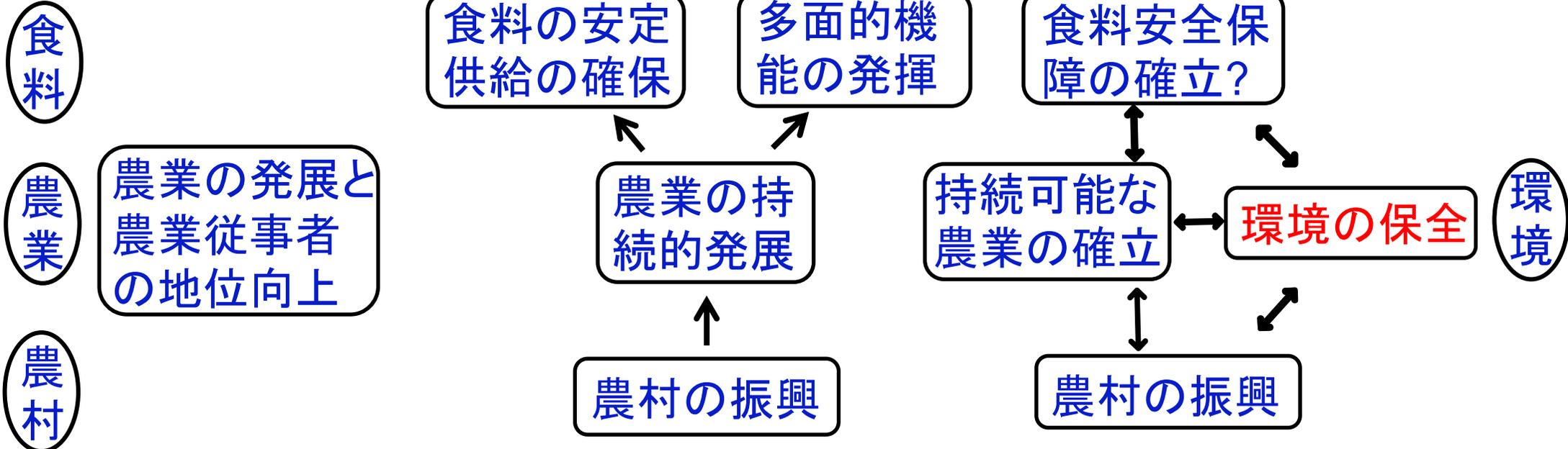


# 基本法の変遷

農業基本法

食料・農業・農村基本法

新たな基本法



- 農業基本法から食料・農業・農村基本法へ  
 農業・農業者だけが対象→食料と農村も対象に  
 目的: 農業の発展と農業従事者の地位向上  
 → 国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展
- 現基本法から新基本法へ **環境も対象にすべき**

# 新しい食料・農業・農村基本法のあり方

---

- 食料・農業・農村に加え環境も重視すべき
- 環境配慮の組み込みかた
  - 「環境の保全」を目的または基本理念に明記
  - 農業・食品産業だけではなく、すべての段階で環境配慮を
  - 環境配慮を最優先に
- 持続可能な農業の主流化:どのように具体化するのか
  - みどりの食料システム戦略で生物多様性は改善するのか
    - 有機農業を増やせばよいのか
  - 農法だけでなく、圃場整備を根本的に見直すべき